

開発事業に関する条例について

駐輪場



明石市

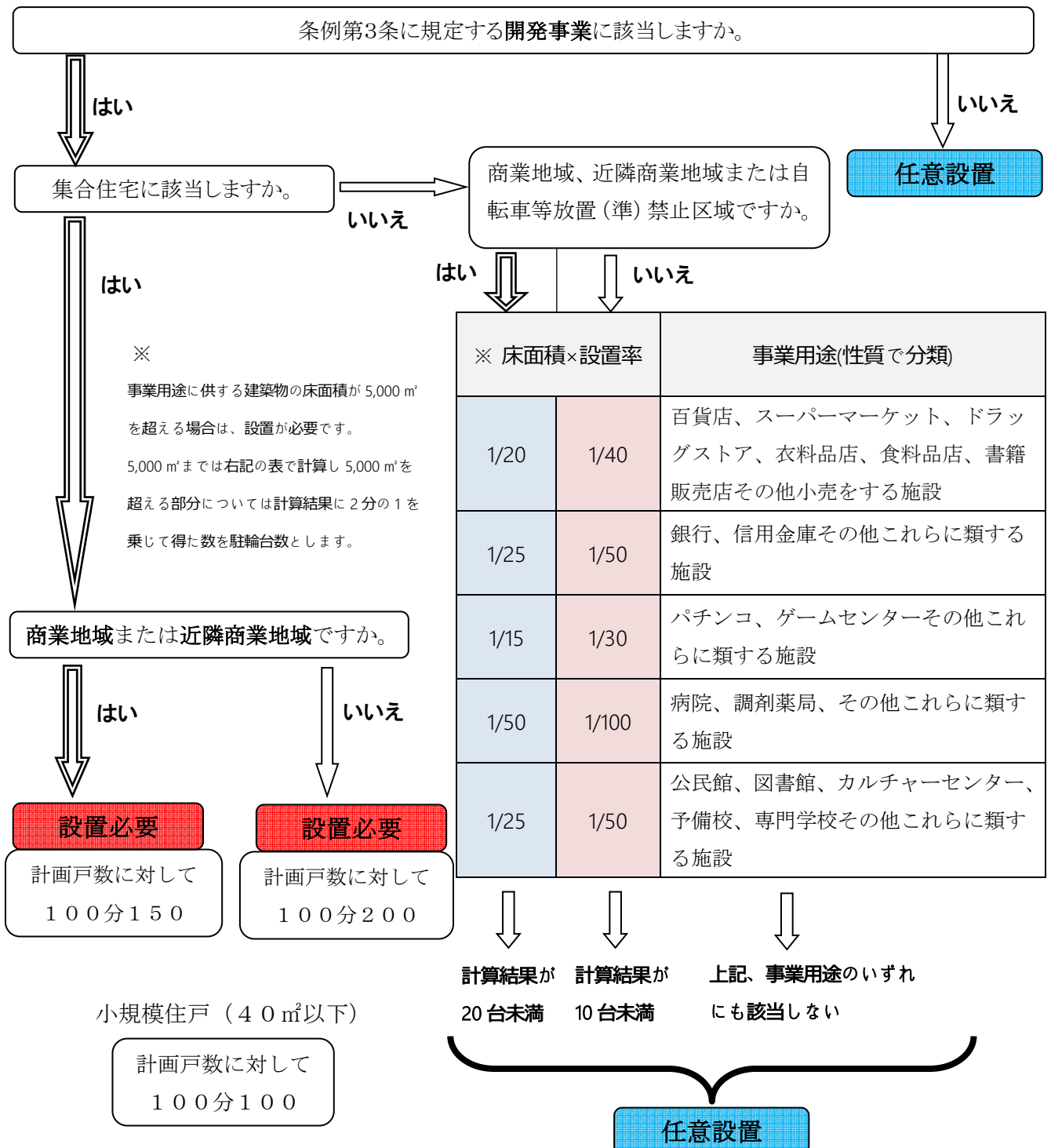
開発事業に関する条例について(駐輪場)

1. 駐車場・駐輪場の設置が必要

「明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に基づき、明石市で一定の規模以上の集合住宅・商業施設を建築する場合は駐車場や駐輪場を設置する必要があります。

設置台数は、条例施行規則に基づき算定されます。

2. 設置が必要となる算定基準 (駐輪場)



3. 駐輪マスの大きさ

駐輪台数1台につき幅0.5m、奥行き2m以上の区画を有するものとします。

4. 集合住宅で複数の用途地域にわたる場合

駐輪場の設置率は、それぞれの設置率に、敷地面積に対する当該用途地域の割合をかけて得た数の合計とします。

5. 集合住宅で一般住戸と小規模住戸が混在する場合

駐輪場の設置率は、それぞれの設置率に、計画戸数に対するそれぞれの戸数の割合をかけて得た数の合計とします。

例) 第一種住居地域に20戸(10戸40㎡超、10戸40㎡以下)の場合

駐輪場: $10(\text{戸}) \times 200/100 + 10(\text{戸}) \times 100/100 = 30$ 台(1未満の端数は切り上げ)

6. 事業用途別の設置の場合で複数の事業用途にわたる場合

駐輪場の設置率は、それぞれの設置率に建築物の床面積に対するそれぞれの事業に供する部分の床面積の割合をかけて得た数の合計とします。

7. 事業用途別の設置の場合で建築物の敷地が商業地域等の内外にわたる場合

用地の一部でも商業地域等(商業地域、近隣商業地域、放置自転車禁止区域、放置自転車準禁止区域)の該当がある場合、該当敷地全体を商業地域等として計算することとします。

8. 増築の場合

増築によって、増築後の建築物が駐輪場の設置を必要とする条件に該当する場合(条例施行前に建築された部分を除く)は、増築後の予定建築物について新築とみなして計算します。

この場合において、既に設置された駐輪場があり、その駐輪場が幅0.5m、奥行き2m以上の基準を満たすときは、増築後に必要とされる駐輪台数に当該既に設置された駐輪場の駐輪台数を含めることができます。

9. 担当部署(お問い合わせ)

明石市 都市局 道路安全室 交通安全課 駐車・駐輪対策係

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

電話 078-918-5036 (直通)

FAX 078-918-5110